

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（特許権の設定の登録）

第六十六条 （略）

2 （略）

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 特許番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 (略)

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第三百三十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5 (略)

(審判の規定等の準用)

第三百七十四条 (略)

2 第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第二項本文、第三百三十二条第一項、第二項及び第四項、第三百三

十三条、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第三百五十二條まで、第三百五十四條から第三百五十七條まで、第三百六十七條、第三百六十八條、第三百六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第三百七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3・4 (略)

○実用新案法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十三号）（抄）

（答弁書の提出等）

第三十九条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2・4 (略)

○商標法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十七号）（抄）

（補正の却下の決定に対する審判）

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、そ

の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(商標登録の取消しの審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標(書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。)の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2・3 (略)

第五十一条 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指

定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 (略)

五十二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 (略)

第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又

は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかった場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

2・3 （略）

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

（商標に関する規定の準用）

第六十八条 （略）

2・3 (略)

4 第四十三條の二から第四十六條の二まで、第五十三條の二、第五十三條の三、第五十四條第一項及び第五十五條の二から第五十六條の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三條の二第一号及び第四十六條第一項第一号中「第三條、第四條第一項、第八條第一項、第二項若しくは第五項、第五十一條第二項（第五十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條第二項」とあるのは「第六十四條」と、同項第五号中「その登録商標が第四條第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四條の規定に違反することとなつたとき」と読み替へるものとする。

5 (略)

(国際登録出願)

第六十八條の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、營業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二條(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）を受けよ

うとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならない。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）

二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2 } 4 （略）

附 則

（書換登録の無効の審判）

第十四条 書換登録が次の各号の一に該当するときは、その書換登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、書換登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その書換登録が申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えてされたとき。

二（略）

2・3（略）

（防護標章）

第二十三条 附則第二条から前条まで及び次条から附則第三十条までの規定は、防護標章に準用する。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年四月二十六日法律第三十号）（抄）

（国際予備審査の請求の手續の不備等）

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

○工業所有権に関する手續等の特例に関する法律（平成二年六月十三日法律第三十号）（抄）

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行つ閲覧を請求することができる。ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定

する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。

一 ファイルに記録されている事項（経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。）

二 （略）

2 } 5 （略）

（手数料）

第四十条 次に掲げる者は、政令で定める場合を除くほか、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二 第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者

三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2 } 7 （略）

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成五年十月八日政令第三百三十二

号) (抄)

第三条 改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合における改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「実用新案権者は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「実用新案権者は」とする。

2 改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第四十条第二項の規定は、適用しない。

3 改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正が昭和六十二年法の施行前にした実用新案登録出願に係るものである場合における改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、旧実用新案法別表第九号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額」とあるのは、「五万五千円」とする。

。特許法等の一部を改正する法律（平成十五年五月二十三日法律第四十七号）（抄）

附 則

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 一部施行日前にした意匠登録出願（一部施行日以後にする意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての第三条の規定による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第四十二条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新意匠法第六十七条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第四項に規定する国等をいう。）」とする。

2・3 （略）

。特許登録令（昭和三十五年三月二十四日政令第三十九号）（抄）

(予告登録)

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 四 (略)

五 特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項の審判の請求があつたとき。

六 (略)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、附記によつてする。

一 特許権以外の権利の変更

二 登録の更正(登録名義人の表示の更正を除く。)

(処分の制限等の登録の嘱託)

第二十四条 裁判所は、特許権その他特許に関する権利について処分を制限し又はその制限を解除したとき

は、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本又は抄本を添附して、処分の制限の登録又はその登録の抹消^{まつ}を特許庁に嘱託するものとする。

2 前項の場合において、必要があるときは、裁判所は、登録名義人の表示の変更若しくは更正又は相続その他の一般承継による権利の移転の登録を特許庁に嘱託するものとする。

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならない。

一 特許番号

二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利の表示

三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍

六 登録の目的